

## ◆武力ではなく「平和憲法」で国際貢献！　これが日本の使命です◆

### 「二月十一日」は、何の日？

◆二月十一日。戦前は「紀元節」と呼ばれ、初代天皇と考えられた「神武（じんむ）天皇」が即位したことを探り、その子孫（天皇）による統治神は永遠であると教えてきた天皇制の出発の日です。

◆その根拠の「日本書紀」には、「辛酉（かのととり）年春正月一日（元旦）即位」と記されていますが、明治政府は、太陽暦に換算して「紀元前六六〇年二月十一日」と定めました（一八七三年・明治六年）。

◆しかし、明治政府の説明どおりだとすると、紀元前六六〇年頃は、日本では縄文時代。文字や暦は勿論のこと、階級もなく、ましてや天皇もない時。つまり天皇制は、まったくの「架空」から出発したのです。

◆しかし明治政府は、一八八九年（明治二二年）二月十一日に「大日本帝国憲法」を発布するなどして、天皇を中心とする国を推進するために、「二月十一日」を利用したのです。

◆このように二月十一日は、天皇を神格化し、美化するための記念の日であり、「建國記念の日」を定めた憲法の民主主義に反するが故に、抹消されたのですが、天皇（制）の復権を願う人々が、祝日法を改正し、翌一九六七年から「建国記念の日」として守られることになってしまったのです。

■「狐」、「り」ノ一月一日、「建國記念の日」が始められた四一年前のその日。私たちは、日本の状況を憂え、「憲法を守らねば、日本は再び戦争への道へと戻つてしまふ」と訴えつつ歩き始めました。それ以後、毎月一回の「平和行進」。本日から四二年目に入るのです！

◆なお私たちは、現在の「建國記念の日」の内容に反対し、日本の「建国記念」を考えるなら、「五月三日・憲法記念日」が相応しいと考えます。

一明日の集会にご出席くださいー。

二〇〇八年二月一日（日）第四九二回・憲法を守る平和行進  
浜松市憲法を守る会 事務局

日時 二月十一日（月）午前九時半開会（開場九時十五分）～一時半過ぎ閉会予定

講演所

講師  
「平和の此石を一セ  
つンタ  
つ守る」  
（元長野県立短大学長）

※ 塩沢 隆氏  
浜松市地域情報一セ  
「九条を守り、平和を守牒抜く」  
※ 尚この集会は、二〇〇余団体の共催にて開催されます。